

## 別紙3

### 消防用設備等点検整備業務仕様書

消防用設備等点検整備業務は、消防法第17条の3の3に規定する点検及び整備であり、消防庁告示により定められた点検基準及びこの仕様書に定めるところにより実施するものとする。

#### 1 業務の対象となる施設

- (1) 住所 岩手県久慈市山形町川井 13-70-3  
名称 久慈市屋内ゲートボール場
- (2) 住所 岩手県久慈市山形町川井 13-70-2  
名称 久慈市山形B&G海洋センター

#### 2 業務の実施時期

乙は、次の時期の甲の指示する日時に点検整備を実施するものとする。

- (1) 業務の種別  
外観点検、機能点検、総合点検、整備
- (2) 実施時期  
年2回

#### 3 消防用設備等

- (1) 久慈市屋内ゲートボール場
  - ア 非常警報設備
  - イ 誘導標識
  - ウ 消火器
- (2) 久慈市山形B&G海洋センター
  - ア 児童火災報知器設備
  - イ 排煙設備
  - ウ 誘導灯及び誘導標識
  - エ 消火器

#### 4 業務の内容

- (1) 久慈市屋内ゲートボール場
  - ア 非常警報設備点検
  - イ 誘導標識点検
  - ウ 消火器具点検
- (2) 久慈市山形B&G海洋センター
  - ア 火災報知地設備点検
  - イ 排煙設備点検
  - ウ 誘導灯及び誘導標識点検
  - エ 消火器具点検

#### 5 点検結果の報告

受託者は、点検報告票に所用の事項を記載して報告書を作成し、委託者に提出するものとする。